

後期高齢者医療保険からのお知らせ

問合せ＝保険年金課 医療係（内線 327・328）

●保険料率が変わります。

法律に基づき2年ごとに保険料率が見直されます。平成28・29年度の保険料率が下記のとおり決まりました。

平成26・27年度	→	平成28・29年度
・均等割額 44,700円		・均等割額 44,800円
・所得割率 8.57%		・所得割率 8.92%

●平成28年度以降の保険料の均等割額軽減措置が拡充されます。

【均等割額軽減の基準】

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額	軽減割合
33万円以下 かつ同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない場合）	9割
33万円以下	8.5割
33万円+ 26.5万円 ※×世帯に属する被保険者数を超えない世帯	5割
33万円+ 48万円 ※ ×世帯に属する被保険者数を超えない世帯	2割

※拡充部分

- 5割軽減の拡充・・・軽減対象所得の基準額の引き上げ
（現行）基準額 33万円+26万円×被保険者数 ⇒（改正後）基準額 **33万円+26.5万円**×被保険者数
- 2割軽減の拡充・・・軽減対象所得の基準額の引き上げ
（現行）基準額 33万円+47万円×被保険者数 ⇒（改正後）基準額 **33万円+48万円**×被保険者数

●平成28年4月から、入院時の食事代が変わります。

【入院時食事代の標準負担額（1食あたり）】

現役並み所得者、一般		360円★
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

★住民税課税世帯の標準負担額が変わりました。（一部260円の場合があります。）

- 低所得者Ⅰ・Ⅱの人（住民税非課税世帯の人）は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、保険年金課 医療係窓口へ申請してください。
- 低所得者Ⅱの認定を受けた後、12か月の期間内における入院日数が90日を超えた場合は、再度、申請してください。「長期入院該当者」の認定をします。



高齢者福祉・介護保険の窓口が4月1日より下記ようになります

課名	係名	業務内容	窓口番号	内線
地域包括ケア推進課	地域包括支援センター	○地域支援事業に関すること（介護予防ケアマネジメントなど） ○介護予防事業に関すること ○地域包括ケアに関すること	113	582 ～585
	高齢支援係	○高齢者福祉全般に関すること ○地域福祉計画に関すること ○地域支援事業に関すること（事業所指定など） ○老人クラブに関すること ○老人福祉法による保護措置に関すること		512・513
介護福祉課	介護給付係	○介護保険の給付に関すること ○介護認定業務に関すること ○介護保険の事業所指定に関すること ○介護サービスの苦情処理に関すること	117	514・515
	介護保険係	○介護保険料に関すること ○介護保険事業計画に関すること ○施設整備に関すること	116	516・517

※「地域包括ケア推進課」は、高齢者の総合相談窓口とし、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメントおよびケアマネジャーへの支援、地域ケア会議などを通じて、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
また、介護予防・地域支援総合事業（広報「つながり」3月15日号掲載）を担当し、充実を図ります。

お詫びして訂正します

広報「つながり」3月15日号3ページ介護予防・日常生活支援総合事業の記事中に誤りがありました。上表内の「現行」**●**福祉用具貸与・訪問介護など → **■**福祉用具貸与・訪問看護など